

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 二六七
- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定められた件 二六六
- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を変更した件 二六六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六六
- 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件 二六六
- 育種母樹林等を指定した件 二六六
- 道路の区域を変更する件二件 二六九

公 告

- 随意契約の相手方を決定した件 二九〇
- 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 二九〇
- 農用地保全施設等の管理規程を認可した件二件 二九〇
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二九一

福 島 県 人 事 委 員 会

- 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 二九二
- 職務に専念する義務を免除されることができる場合を定める件の一部を改正する件 二九二

告 示

福 島 県 告 示 第 四 百 七 十 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年六月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福

島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
令和四年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七九番地一ほか四〇筆
変更した事項
- 二 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 船橋 啓一
（変更後）代表取締役 西喜多 浩
変更した年月日
令和四年四月一日
- 三 届出年月日
令和四年六月十日
- 四 届出をした者
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社
（商業まちづくり課）

福 島 県 告 示 第 四 百 七 十 一 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年六月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
令和四年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC湯本店 福島県いわき市常磐関船町一丁目一五番二七
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）（仮称）マルトSC関船
福島県いわき市常磐関船町一丁目一五番二三ほか
（変更後）マルトSC湯本店
福島県いわき市常磐関船町一丁目一五番二七
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社マルト
代表取締役 安島 浩
福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

- 株式会社くすりのマルト
代表取締役 安島 力
福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
株式会社ファミリ
代表取締役 安島 ゆみ子
福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
株式会社ダイユーエイト
代表取締役 浅倉 俊一
福島県福島市太平寺壇ノ上五八番地
株式会社マルト
代表取締役 安島 浩
福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
株式会社ダイユーエイト
代表取締役 浅倉 俊一
福島県福島市太平寺壇ノ上五八番地
- 変更した年月日
令和四年四月二十一日
- 届出年月日
令和四年六月十三日
- 届出をした者
株式会社マルトグループホールディングス
株式会社ダイユーエイト

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、特定水産資源に関する知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和四年六月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 管理年度
令和四管理年度(令和四年七月一日から令和五年六月三十日まで)
- 二 知事管理漁獲可能量

特定水産資源 まさば及びこまさば 太平洋系群	知事管理区分 福島県まさば及びこまさば太平洋系群 漁業	配分する数量 現行水準
------------------------------	-----------------------------------	----------------

(水産課)

福島県告示第四百七十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定により、特定水産資源に関する知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和四年六月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 管理年度
令和四管理年度(令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで)
- 二 知事管理漁獲可能量

特定水産資源 くろまぐろ(小型魚) くろまぐろ(大型魚)	知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業 福島県くろまぐろ(大型魚) 漁業	配分する数量 一三・三トン 一・〇トン
------------------------------------	--	---------------------------

(水産課)

福島県告示第四百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から令和四年五月二十日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月二十一日認可した。

令和四年六月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

福島県告示第四百七十五号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、郡山市小原田耕地整理組合の臨時代理人として令和四年六月二十一日次の者を指定した。

令和四年六月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

臨時代理人の氏名及び住所
山口 勇 福島県郡山市鶴見坦二丁目六番三三三号

(農村計画課)

福島県告示第四百七十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。)第三条第一項の規

定により、令和四年六月二十八日次のとおり育種母樹林を指定した。
令和四年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあっては面積	法第三条第 三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
福島育二六号	育種母樹林	スギ	郡山市安積町成田字西島坂七一一		
				一〇九	〇・〇五三
					福島県

(森林整備課)

福島県告示第四百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
県道大沢大野停車場線	双葉郡大熊町大字下野上字鮎沢一二〇番一地从先から同 郡同 町大字下野上字大野四一五番一地从先まで	変更前 A 五・六〇 二八・〇〇	A 五・六〇 二八・〇〇	三四〇・〇〇
		変更後 A 五・六〇 二八・〇〇 B 九・〇〇 二八・〇〇	A 五・六〇 二八・〇〇 B 九・〇〇 二八・〇〇	三四〇・〇〇 三四〇・〇〇 九五六・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第四百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
県道大野停車場大川原線	双葉郡大熊町大字下野上字大野四一四番地先から同 郡同 町大字熊字原四番一地从先まで	変更前 A 七・五〇 二四・〇〇	A 七・五〇 二四・〇〇 B 一〇・〇〇 四一・二二	一、四九一・〇〇 一、四九一・〇〇 一、五九〇・〇〇

(道路計画課)

公 告

公告第147号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるふくしま情報モラル診断システム開発等業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年6月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
ふくしま情報モラル診断システム開発等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課
福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社H a s - k e y 茨城県つくば市天久保三丁目5番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
51,904,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（こども・青少年政策課）

公告第百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、ふるどの東地区に係る県営中山間地域総合整備事業の工事は令和三年十二月十六日完了したので公告する。

令和四年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

公告第百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、坂路地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は令和四年四月十九日完了したので公告する。

令和四年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

公告第百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第二項の規定により、相馬頭首工管理規程、沼堰頭首工管理規程、日下石頭首工管理規程、大坪頭首工管理規程、福田頭首工管理規程、宝堰頭首工管理規程及び岩ノ子頭首工管理規程について、令和四年六月一日次のとおり認可した。

令和四年六月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 管理規程を定めた者の名称

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十六日から九月五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に関し必要な事項
 頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。
 (農村計画課)

公告第百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、玉野ため池管理規程について、令和四年六月一日次のとおり認可した。
 令和四年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称
 そうま土地改良区

二 管理規程の概要

1 貯水、放流又は取水に関する事項
 ため池管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、かんがい期間にあつては、ため池から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
 ため池管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
 ため池管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、ため池の機械器具の操作に万全を期するものとする。また、水害が予想される際には、別に定める事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めることとする。干ばつ時には、ため池の水位及びため池地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 ため池を操作するために必要な気象及び水象の観測に関する事項
 ため池管理責任者は、気象及び水象の観測、堆砂状況及び堤体の調査を行わなければならない。

5 その他施設の管理に関し必要な事項
 ため池管理責任者は、ため池管理日誌を備え、当該ため池の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。
 (農村計画課)

公告第百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、双葉町から双葉都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 令和四年六月二十八日

一 縦覧に供する図書
 総括図、計画図及び計画書の写し
 二 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

福島県知事 内堀雅雄

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和四年六月二十八日

福島県人事委員会
 委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十三号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

別表田村市の項中「経営戦略室長」を「DX推進室長」に改め、同表伊達郡川俣町の項中「課長 総務係長」を「課長 主幹 総務係長」に改め、同表岩瀬郡天栄村の項中「健康保健センター」所長 を「健康保健センター 所長」に、
 「公民館 青少年旅行村 村長」
 館長(天栄村公民館の館長に限る。)

を「公民館 館長(天栄村公民館の館長に限る。)」に改め、同表河沼郡湯川村の項中「教育次長」を「教育次長 課長」に改め、同表大沼郡津美里町の項中「教育委員会事務局 課長」を「教育委員会事務局 課長 選挙管理委員会 書記」に改め、同表双葉郡大熊町の項中「町長部局 課長」を「町長部局 参事 課長」に、
 「小学校 校長 教頭」
 「中学校 校長 教頭」

に、「いわき出張所 総括参事 所長」を「出張所 所長」に、
 「義務教育学校 校長 副校長 教頭」に改め、同表安達地方広域行政組合の項中「もとみやクリーンセンター 所長」を「もとみやクリーンセンター 所長」に改める。
 あだたら聖苑 所長

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

福島県人事委員会告示第一号

職務に専念する義務を免除されることが定める件(平成二十一年福島県
人事委員会告示第四号)の一部を次のように改正し、令和四年七月一日から施行する。
令和四年六月二十八日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

第三号を削る。

(総務審査課)